

## 職員の懲戒処分の公表

地方公務員法第 29 条による懲戒処分を行いましたので、「飯山市職員の懲戒処分等に関する指針」に基づき、次のとおり公表します。

| 所属部等名 | 職位       | 年齢   | 処分内容 | 処分年月日           |
|-------|----------|------|------|-----------------|
| 教育部   | 会計年度任用職員 | 49 歳 | 戒告   | 令和 5 年 7 月 26 日 |

### 事故の概要

<私用車運転中における交通事故>

令和 4 年 9 月 26 日午後 4 時 50 分頃、飯山市大字飯山の道路を走行中、道路を横断していた自転車の発見が遅れ、接触し、自転車を運転していた相手方を負傷させた。

※個人が識別されない内容のものとするを基本として公表しています。